

条例の一部改正8件 制定1件

主に人事院勧告による 条例改正

●一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告により国家公務員の給与表が改正されたことに伴い、職員の給与に関する条例の一部を改正し、平成28年4月1日より実施することとするもの。 可決(全員)

●一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が一部改正されたことに伴い、改正内容に準じて、子の範囲の拡大、介護休暇の分割、及び介護時間の新設を行うもの。 可決(全員)

●職員の育児休業等に関する条例の一部改正

国家公務員の給与法の一部改正の法律の公布に伴う人事院規則の改正、及び地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、改正内容に準じて、子の範囲の拡大、及び部分休業の承認について介護時間の追加を行うもの。 可決(全員)

●国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部改正

国家公務員の給与法の一部改正の法律の公布に伴う人事院規則の改正により、医師の給与条例を一部改正するもの。 可決(全員)

●一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正

特殊旅費の転居料の額を実費額から路程等に応じた定額に改正すると共に、転居料の額の規定を国家公務員等の旅費に関する法律に倣い、規定を追加するもの。 可決(全員)

●企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

雇用保険法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に交付され、一部を除き平成29年1月1日から施行される

ことに伴うもので、65歳以降、新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象としたもの。 可決(全員)

●黒潮町税条例の一部改正

所得税法等の一部改正により、所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を変更する政令が平成28年7月1日に公布され、平成29年1月1日から施行されることにより、町税条例の一部を改正するもの。 可決(全員)

●国民健康保険税条例の一部改正

所得税法等の一部改正により、所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を変更する政令が平成28年7月1日に公布され、平成29年1月1日から施行されることにより、町国民健康保険税条例の一部を改正するもの。 可決(全員)

●暴力団排除条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例が平成28年9月21日から施行されたことに伴い、暴力団員等の定義を追加し、関係の条文を整備するもの。 可決(全員)

Q 藤本 岩義議員

前回の9月定例会で関連の条例が改正された時に、通常は合わせてやるべきと思う。施行日が公布前から施行するということになってくるが、矛盾はないのか。

A 森田 総務課長

前回の暴力団排除条例の改正は、9月21日に施行された。今回提案の条例については、前例もなかったため、この議会で整理をして提案した。今回についても公布の日とということ、合わせて行うようにしたい。



A 森田 総務課長

行政職の平均給与月額額は、29万9387円から32万1023円になる。

●職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

人事院勧告により国家公務



常駐医師が待たれる拳ノ川診療所